

今年「同和対策審議会答申」から50年 ～同和問題について考えてみませんか～

お問い合わせ 総務部 人権政策課（米原庁舎） ☎ 52-6629 ㊟ 52-4539

同和問題に関する偏見や差別意識から、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。



同和対策審議会答申を

あらためて読み返そう！

昭和35年に設置された同和対策審議会は、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問を受け、昭和40年に「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、(中略)これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務である」と述べ、部落問題の解決に向けた課題を示しました。

この答申は50年前のもので、状況は大きく変わりましたが、これは政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認した歴史的な文書といえます。答申は4年近くかけて慎重な審議が行われました。

答申では、同和問題を「現代社会において、なお著しく基本的人権を侵

害され、もっとも深刻にして重大な社会問題」と捉えています。さらに部落差別が、

- ① 過去の問題ではなく、客観的な事実に基づいて存在していること
- ② 永久に未解決のものではなく、必ず解決するが自然になくなるものではないこと
- ③ 「心理的差別」と「実態的差別」が相互に因果関係を保っていることなどを明らかにしました。

部落地名総鑑事件から40年

さらに今年、部落地名総鑑事件発覚から40年が経過します。部落地名総鑑事件とは、興信所や探偵社が、全国の部落の名称、所在地、戸数、主な職業などを都道府県別に記載した差別図書をひそかに出版し、これらの図書を多数の大企業などが極秘資料として購入した事件です。近年では、インターネットの掲示板を使って部落の地名が流される事件が多発するなど、差別書き込みは後を絶たない現状があります。

土地差別調査事件が発覚

平成19年大阪府で、マンション等の開発業者から土地調査の依頼を受けたリサーチ会社が、同和地区の地域を「不人気地域」「敬遠されるエリア」など差別的表現で報告していたことが発覚しました。滋賀県でも「宅地建物取引業における人権問題に関する指針」

が定められ「宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査、報告や教示を行わない」とつづいています。

住民票写し等の不正取得防止に向けて本人通知制度に登録を！

平成23年には、東京都内の法律事務所が仲介業者を通じ、全国各地の探偵社や調査会社からの依頼を受け、大量の戸籍謄本等の不正取得を繰り返した事件が発生しました。このような不正行為はプライバシーの侵害であるとともに、重大な人権侵害につながりかねません。

市には、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した時、事前登録がある人に証明書を交付した事実をお知らせする「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」があります。（※証明書の交付に制限をかけるものではありません）

この制度により、証明書の不正請求の早期発見や不正取得の抑止が期待できます。身元調査などに悪用されないよう「本人通知制度」を積極的に活用しましょう。

本人通知制度に関するお問い合わせ

市 市民窓口課（米原庁舎）
☎ 52-66027 ㊟ 52-45309

えせ同和行為について

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして「同和問題は怖い問題であり、できれば避けたい」という人々の誤った意識を利用して、高額な書籍などを売りつけたりする不当な要求行為をいいます。これは同和問題に対する誤った意識を植え付け、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。えせ同和行為をなくすためには同和問題について正しく理解するとともに、不当な要求には毅然とした態度で拒否することが大切です。

人権尊重のまちづくりに

向けて…

同和問題は日本固有の人権問題であり、この問題を解決するために33年間の特別対策が行われ一定の成果が得られました。

しかし、インターネット上の悪質・陰湿な差別書き込みをはじめ、土地差別調査や戸籍等の不正取得事件の発生など、同和問題の解決を阻むさまざまな人権侵害が後を絶ちません。

部落問題をはじめとするあらゆる差別と私たち自身は、決して無関係ではありません。私たちは、時に差別の加害者となったり、被害者となったり、

誰もが複雑な関係の中で生活しているのが現状ではなごしょうか。

今年は、同和対策審議会答申から50年の節目の年です。改めて答申の意義を振り返り、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消と人権が大切にされる社会の実現に向け、取組を進めていきたいと思います。

9月は同和問題啓発強調月間

人権意識の高揚を図り差別意識が解消されるよう、県と市では集中的に啓発行事を実施します。

●街頭啓発 9月1日(火) JR米原駅ほか、県内各地の店舗等

じんけんフェスタしが2015

日時 9月23日(水・祝) 10時～16時(入場無料)
場所 草津市立草津クリアホール(草津市野路6丁目15-11)
テーマ 「マスメディアと人権」
内容 記念講演「動乱の二十一世紀を読み解く」(手嶋 龍一さん)
サンドアートパフォーマンス
人権啓発パネル展、世界のグルメ広場 など

学生たちがもつ一面的な部落観

私は大学で部落問題に関する講義を担当していますが、学生たちに部落問題を教えていて感じるのは、学生たちが被差別部落(以下、部落という)に対してもっているイメージがあまりにも一面的で、実際の部落とかけ離れているということです。

私の講義の受講生を対象に実施したアンケートによると、部落についてどのようなイメージをもっているかという設問では、「暗い」「貧しい」「閉鎖的」というイメージが毎回、多くあがります。

私が教えている学生に小中高時代に部落についてどのようなことを習ったか、聞いてみると、部落差別が現在でも厳しく存在しているということと、江戸時代の身分制度について習ったという学生が多くいます。そして、その授業では部落差別の厳しさが抽象的に強調されただけで、部落ではどのような人たちがどのような暮らしをしているのかといった、現在の部落の実態については一切ありません。

そのため、そのような教育を受けた児童や生徒たちは、具体的な部落のイメージが伝えられないまま、「いまの時代、そんなに厳しく差別されるのだったら、部落というところはよほど周囲とは違った場所なのだろう」と思ってしまうのです。これが「暗い、貧しい、閉鎖的」という部落のイメージを強めているのでしよう。

こうしたことは大学生だけではなく、多くの市民にも共通してみられる傾向ではないでしょうか。

一面的な部落観を克服するような教育・啓発が望まれます。



米原市人権尊重のまちづくり審議会会長
(関西大学 社会学部教授)
石元 清英さん